

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第7号 平成28年10月1日

発行：幕別町消費者被害防止
ネットワーク事務局
(幕別町消費生活センター)
連絡先：0155-55-5800
設立：平成27年12月18日

消費者の味方です！「クーリング・オフ制度」

「クーリング・オフ」とは、訪問や電話勧誘などの突然のセールスで不用意に契約をしてしまった場合、一定期間内であれば、書面で通知することにより一方的に契約を解除できる、消費者を守る制度です。

条件によっては適用されないものもありますので、まずはご相談ください。

クーリング・オフができる取引内容と期間

取引内容（販売方法・主な商法）	期間
訪問販売 (点検商法、アポイントメントセールス、キャッチセールス、催眠商法)	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供 (エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	
訪問購入（自宅訪問により事業者が消費者から商品を買取る商法）	20日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	
業務提供誘引販売（内職・モニター商法等）	

クーリング・オフのはがきの書き方

- 1 書面は両面をコピーして保管します。
- 2 郵便局の窓口で、「簡易書留」又は「特定記録郵便」で送付します。
(帯広郵便局は24時間営業しています)
- 3 クレジット契約の場合は、クレジット会社と販売会社に送付してください。

郵便はがき	通知書
<input type="checkbox"/> 特定記録 〇〇〇 会社御中 〇〇市〇〇区〇〇町 自分の住所 自分の氏名	次の契約を解除します。 契約年月日 平成〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇〇円 販売者 株式会社xxxx <input type="checkbox"/> 営業所 担当者△△△△ クレジット会社 △△△△△株式会社 平成〇〇年〇月〇日 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 氏名〇〇〇〇

被害防止の第一歩は、いち早く知ることから

振り込め詐欺や食品偽装、商品トラブルなど、私たちの周りで起こる事件事故に巻き込まれないためには、日々、最新情報をチェックして未然の防止に努めることが、一つのポイントになります。

インターネットで収集できる、消費生活に関わる情報サイトをご紹介しますので、タイトルでの検索やQRコードを読み取り、パソコンやスマートフォンでご覧ください。メールマガジンは、登録をすると最新情報が無料で配信されます。



見守り情報
(国民生活センター)

全国の消費生活センターなどの相談現場でキャッチした最新情報です。

主に高齢者・障がい者と周りの方々を対象とした「見守り新鮮情報」と、子どもに関連する「子どもサポート情報」があり、それぞれトラブル防止のためのアドバイスがあります。メールマガジン配信サービスもあります。

「見守り新鮮情報」



「子どもサポート情報」



ほくとくん防犯メール

ほくとくん防犯メール (北海道警察本部)

北海道警察が扱う犯罪発生情報がメールマガジンです。道内各地域で起こった犯罪情報の他、特殊詐欺警報発令もいち早くメール配信されます。

情報の種別や地域を設定できるので、身近な事件の他、道内で離れて暮らす家族の周辺の情報も、地域を設定すれば受信することができます。



第1・3・5水曜日に夜間相談を開設しています。

幕別町消費生活センターは、第1・3・5水曜日の午後7時まで札内相談室で夜間相談を開設しています。(祝日・年末年始を除く)

来所、電話のどちらも受付けていますので、学校や、お仕事の都合で日中に相談できない方、お気軽にご相談ください。予約は不要です。



©KANAGAWA2013

幕別町消費生活センター

電話番号：0155-55-5800
相談時間：午前9時～午後4時
(札内は第①③⑤水曜午後7時迄)

幕別相談室

火・木曜日
役場1階相談室
(正面玄関右手)

札内相談室

月～金曜日
札内福祉センター
(電話相談も担当)

忠類相談室

第②④水曜日
忠類コミュニティセンター